

国地契第118号
国官技第324号
国营管第648号
国营計第128号
国土建第365号
国港総第515号
国港技第134号
国空予管第672号
国空安保第808号
国空交企第664号
国北予第46号
平成27年3月27日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	建政部長殿
	港湾空港部長殿
	営繕部長殿
北海道開発局	事業振興部長殿
	営繕部長殿
各地方航空局	総務部長殿
	空港部長殿
	保安部長殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
土地・建設産業局建設業課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局安全部空港安全・保安対策課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」
の一部改正について

国土交通省直轄工事における建設業者の社会保険等未加入対策については、従来より「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」（平成26年5月16日付け国地契第4号、国官技第23号、国営管第40号、国営計第11号、国土建第8号、国港総第34号、国港技第7号、国空予管第49号、国空安保第31号、国空交企第54号、国北予第5号）に基づき、平成27年度以降に締結する工事の請負契約に係る一般競争に参加する者に必要な資格の審査において社会保険等未加入業者を受け付けないこととする等の措置に取り組んできたところであるが、「建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）」が平成27年4月1日に本格的に施行されることを踏まえ、当該通知を下記のとおり改正するので、遺漏なきよう措置されたい。

また、上記措置に加え、平成27年8月1日以降に入札公告を行う、下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）未満である工事において、原則として、受注者による社会保険等未加入建設業者との下請契約（受注者が直接契約するものに限る。）の締結を禁止する措置を試行するものとする。具体的な手続については、別途通知する。

記

記1を削る。

記2を記1とし、同本文中「1. (1)に定める工事（平成27年度以降に契約を締結するものを含み、工事を施工するために締結した）」を削り、「3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になるものに限る。」を「3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる工事」に、「原則として、社会保険等未加入業者を」を「原則として、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を」に改め、同(1)中「別記3」を「別記1」に改め、同(1)①表題を「下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる工事で、一次下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合」に改め、同(1)①中「別記4」を「別記2」に改め、同(1)②中「施工体制台帳及び再下請負通知書」を「一次下請契約の契約書（一次下請契約以外の下請契約を締結した下請負人の場合は、再下請負通知書）及び施工体制台帳」に改め、同(2)表題を「(1)①に該当する場合における受注者に対する制裁金の請求の事前通知等」に改め、同(4)中「2. (1)②」を「(1)②」に、「2. (2)①又は②」を「(2)①又は②」に改める。

記3を記2とし、同(1)中「2. (2)①又は②」を「1. (2)①又は②」に、「別記5」を「別記3」に改め、同(2)中「別記6」を「別記4」に改める。

記4を記3とし、同(2)中「2. 及び3.」を「1. 及び2.」に改める。

別記1及び別記2を削り、別記3を別記1とし、別記4を別記2とし、別記5を別記

3とし、別記6を別記4とする。

附 則

この通知は、平成27年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。